のAに定める当該補正指数に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・三一三一を乗じて得た率を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九八七七六五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

一　平成二十四年度における地方交付税法改正法第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によって算定した当該年度の基準財政需要額（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　平成二十三年度における地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によって算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

三　平成二十二年度における地方交付税法第十四条の規定によって算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によって算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

四　平成二十一年度における地方交付税法第十四条の規定によって算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によって算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

五　平成二十年度における地方交付税法第十四条の規定によって算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によって算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

2　三兆八千四百六十九億五千五百二十七万八千円と各道府県について前項の規定により算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を同項の規定により算定した額の最も大きい道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

3　各市町村の法附則第六条の三第一項第二号に掲げる額は、当該市町村の控除前財源不足額に当該市町村の補正指数に附則別表第十三⑵のAに定める当該補正指数に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二三六九を乗じて得た率を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九八四五六一九を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

4　二兆三千六百六十二億千二百九十七万二千円と各市町村について前項の規定により算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を同項の規定により算定した額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

5　合併関係市町村に係る法附則第六条の三第一項第二号に掲げる額は、次項に規定する当該合併関係市町村に係る控除前財源不足額に第十二項に規定する当該合併関係市町村に係る補正指数に別表第十三⑵のAに定める当該補正指数に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二三六九を乗じて得た率を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九八四五六一九を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

6　合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、当該合併関係市町村について附則第十九条の十四第九項の規定により読み替えられた第四十九条の規定によって算定した基準財政需要額が当該合併関係市町村について第五十条の規定によって算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

7　合併関係市町村に係る補正指数は、第一号から第五号までに掲げる数値（ただし、平成二十四年四月二日から平成二十五年四月一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条において「法適用合併」という。）に係る合併関係市町村にあっては、第三項第一号から第五号までに掲げる数値、平成二十三年四月二日から平成二十四年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあっては、次の第一号及び第一項第二号から第五号までに掲げる数値、平成二十二年四月二日から平成二十三年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあっては、次の第一号及び第二号並びに第一項第三号から第五号までに掲げる数値、平成二十一年四月二日から平成二十二年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあっては、次の第一号から第三号まで並びに第一項第四号及び第五号に掲げる数値、平成二十年四月二日から平成二十一年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあっては、次の第一号から第四号まで及び第一項第五号に掲げる数値）を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

一　平成二十四年度における改正前の省令第五十条の規定によって算定した基準財政収入額を改正前の省令附則第十九条の十四第九項及び附則第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた平成二十三年普通交付税省令第四十九条の規定によって算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　平成二十三年度における平成二十三年普通交付税省令第五十条の規定によって算定した基準財政収入額を平成二十三年普通交付税省令附則第十九条の十四第九項及び附則第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた第四十九条の規定によって算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

三　平成二十二年度における平成二十二年普通交付税省令第五十条の規定によって算定した基準財政収入額を平成二十二年普通交付税省令附則第十九条の十四第九項及び附則第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた平成二十二年普通交付税省令第四十九条の規定によって算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

四　平成二十一年度における平成二十一年普通交付税省令第五十条の規定によって算定した基準財政収入額を平成二十一年普通交付税省令附則第十九条の十四第九項及び附則第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた平成二十一年普通交付税省令第四十九条の規定によって算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

五　平成二十年度における平成二十年普通交付税省令第五十条の規定によって算定した基準財政収入額を平成二十年普通交付税省令附則第十九条の十四第八項の規定により読み替えられた平成二十年普通交付税省令第四十九条の規定によって算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）